

JFS-C 認証スキーム文書に基づく非通知審査実施規程

1. 非通知審査の意義

認証を受けた組織は、JFS-C 認証スキーム version 2.3 の 4.3.2 1) (5)にもとづき、事前通告のない審査（以下、「非通知審査」という。）を受けることとされている。非通知審査は、組織が、JFS-C 規格の要求事項に適合した食品安全管理を恒常的に行っていることを客観的に証明するとともに、日常的な操業状態において自らの潜在的な食品安全リスクを発見するために有効な手段である。

本規程は、認証機関及び組織が非通知審査を実施及び受審するために必要な事項を定めるものである。認証機関及び組織は、本規程が定める要求事項を遵守しなければならない。

2. 適用対象

組織は、JFS-C 認証スキーム version 2.3 の 4.3.2 1) (5)に基づき、非通知審査を受審する義務を負う。非通知審査により生じた費用（組織が非通知審査を拒否した場合及び 6 (5)に基づく追加審査の費用を含む）は、組織が負担する。

JFS-C 認証スキーム version 2.0 以降の版に基づいて協会と契約した認証機関は、非通知審査を実施する¹。

3. 非通知審査日の決定

- (1) 認証機関は、初回審査または再認証審査から次の再認証審査までの認証の周期（3年間）の間に実施するサーベイランス審査のうち、少なくとも1回、非通知審査の除外日（いわゆるブラックアウトデイ、以下「BOD」という。）を除外した日に非通知審査として実施しなければならない。ただし、初回審査、再認証審査及び移行審査の場合には、非通知審査を実施してはならない。
- (2) 認証機関は、組織に対し、3か月以上の範囲で、非通知審査の除外日を確認しなければならない。組織は、認証機関からの確認のための問合せに対し、2週間以内にBODを通知しなければならない。BODは、合理的な理由により組織が通常の操業を行っていない日（一部の操業を行っていても審査対象となる業務の操業を行っていない日を含む）に限定する。

¹ 非通知審査は JFS-C 認証スキーム文書 version 2.0 以降から定められている。同文書は 2018 年 10 月 4 日までは任意適用であるが、2018 年 10 月 5 日以降は全認証機関に対して適用義務付けられる（JFSM_2017_C01N03）。また、認証機関は、2018 年 10 月 5 日以降の認定審査で version 2.3 への移行審査を受けなければならない（JFSM_2018_C01N01）。

- (3) 認証機関と組織が合意により BOD を定めた後に新たな BOD が判明した場合、または、BOD に該当しないが非通知審査を実施することができない正当な事由がある場合、組織は、その旨を認証機関に通知し、適切に非通知審査を実施することができるよう認証機関との間で協議することとする。

4. 非通知審査の計画

- (1) 認証機関は、通常のサーベイランス審査と同様に、JFS-C 認証スキーム文書の付属書 2 に基づいて審査工数を決定しなければならない。
- (2) 認証機関は、審査計画書を組織に事前に通知してはならない。
- (3) 審査チームは、組織の各サイトの作業時間（夜間シフトを含む）内に非通知審査を実施しなければならない。

5. 審査員の力量

- (1) 認証機関は、非通知審査を実施する審査員に対して、非通知であることに起因する必要な教育訓練を実施しなければならない。
- (2) 認証機関は、組織との間で事前に審査チームの構成員を確認できないことを考慮し、審査チームの公平性を確保するため、通常業務にも増して当該組織と利害関係のない者を審査チームの構成員として選任するよう慎重に判断しなければならない。また、認証機関は、当該組織を審査した経験がある者を審査チームリーダーに選任することが推奨される。

6. 非通知審査の実施

- (1) 審査チームは、サイトに到着し受付を完了した後、必要最小限の開始会議を実施し、1 時間以内に製造現場に入場した上で、速やかに製造現場の審査を始めなければならない。
非通知審査では、製造現場での食品安全管理が適切に行われていることに重点を置いて審査しなければならない。
- (2) 次に掲げる事由により組織から非通知審査を拒否された場合、審査チームリーダーは、認証機関の認証活動を担当する管理責任者と協議の上、非通知審査を延期することができる。
 - 1) 地震、台風、津波その他の天変地異、火災、ストライキ又は暴動により作業停止している場合
 - 2) その他、非通知審査を実施することができない正当な事由があると認証機関が判断した場合（行政による立ち入り検査、二者監査によりそのように判断される場合を含む）

- (3) 上記(2)以外の事由により組織が非通知審査を拒否した場合、認証機関は、当該組織の認証を一時停止しなければならない。
- (4) 上記(3)の一時停止後、認証機関は、6か月以内に非通知審査を実施しなければならない。再度の非通知審査を拒否した場合には、認証を取り消さなければならない。
- (5) 審査チームは、原則として、非通知審査当日に全ての要求事項を現地で審査しなければならない。トップマネジメント、人事部門、調達部門、研究開発部門などの製造ラインと直接関係しない業務について、担当者が不在であるためにやむを得ず確認することができない要求事項があった場合に限り、事後的にオフサイトを含め追加審査により審査を実施することができる。この追加審査は、審査を適切に実施するために必要な場合、組織に事前に通知して審査をすることができる。
- (6) 認証機関は、本規程に特に定めのない事項については、JFS-C 認証スキーム version 2.3 の 4.3.2 及び 4.3.3 に従わなければならない。

以上